

家畜取引スマート化推進支援事業実施要領

制 定 令和5年3月31日付け4畜産第2844号
最終改正 令和6年3月28日付け5畜産第2962号
農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通 知

第1 趣 旨

家畜取引スマート化推進支援事業の実施については、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和5年3月31日付け4畜産第2810号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の概要

本事業は、次の各号に掲げる事業により構成され、家畜市場（家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）の円滑な運営を確保し、家畜市場を活性化するため、利用者の増加、利便性向上や市場運営の省力化を図る取組を実施できるものとする。

（1）家畜取引ネットワーク構築支援事業

遠隔地の家畜市場のせりに参加できる体制を構築するための機器・設備の導入

（2）家畜取引電子化推進事業

取引伝票や取引情報等を電子交付するための機器・設備の導入

第3 事業実施主体

事業実施主体は、要綱別表1の事業実施主体の欄のとおりとする。

第4 補助の方法

第2の機器・設備の導入に対する補助は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。

（1）補助事業者が自ら実施する場合

補助事業者が機器・設備を導入する場合に、当該機器・設備の取得及び設置（設置に伴い必要となる既存施設の改修を含む。以下同じ。）に必要な費用の一部を補助事業者に対して補助する。

（2）リース事業者を活用する場合

補助事業者が機器・設備をリースにより導入する場合に、リース事業者（本要領の規定に基づき補助事業者と契約し貸付けを行うリース会社等をいう。以下同じ。）が取得する当該機器・設備（以下「貸付対象機器・設備」という。）の取得及び設置に必要な費用並びに貸付対象機器・設備の導入に伴い補助事業者が自ら実施することとなる取組に必要な費用の一部を補助事業者に対して補助するものとし、補助事業者は、受領した補助金のうちリース事業者に対し支払われるべきものに相当す

る金額を速やかにリース事業者に対し支払うものとする。

第5 事業の実施基準等

次の各号に掲げる経費は、補助の対象外とする。

- (1) 補助事業者が自己資金若しくは他の助成により実施中であり、又は既に完了している事業に係る経費
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業に係る経費
- (3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新に係る経費
- (4) 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費
- (5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

2 補助の対象とする機器・設備は、原則として、新品又は新設のものとする。なお、既存の機器・設備及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、改修、増設、併設等を行うことができるものとする。

3 補助対象経費の額は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、導入する機器・設備の規模や能力については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

4 導入する機器・設備の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案するとともに、過剰な投資とならないよう、適切に決定するものとする。さらに、コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産・流通体制の確立に資するよう配慮するものとする。

5 機器・設備の導入に当たっては、当該機器・設備の希望小売価格を確認するとともに、要綱第15に基づき行うこととする。ただし、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、その理由を明確にするとともに、随意契約による場合であっても三者以上の業者から見積もりを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。なお、機器・設備の特殊性等により三者以上の業者から見積もりを提出させること等が困難な場合はこの限りでない。

6 補助事業者以外の者に貸し付けることを目的として機器・設備を導入する場合については、次の各号のとおりとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を得るものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。
- (2) 補助事業者が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「（事業費－補助金）／当

該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

- (3) 貸借契約は、文書によって行うこととする。なお、補助事業者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 7 補助事業者は、本事業により導入した機器・設備を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、又は当該機器・設備の性質に応じてリース事業者等との保守契約を締結する等、その設置目的に即した運用を図ることで適正に管理するものとする。また、導入した機器・設備の管理は、原則として補助事業者が行うものとする。ただし、補助事業者が機器・設備の管理運営を直接行いがたい場合には、原則として、事業実施地域に係る団体であって、導入目的が確保される場合に限り、地方農政局長等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。
- 8 補助事業者は、第9第1号の事業実施計画書の中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを地方農政局長等に提出すること。
- 9 その他本事業の実施に当たっては、「食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大事業及び食肉生産流通多角化施設整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和5年3月31日付け4畜産第2500号畜産局長通知）を参考に実施するものとする。

第6 採択要件

本事業の採択要件は、要綱別表1に掲げるとおりとする。

第7 成果目標及び目標年度

(1) 成果目標

要綱別表1の畜産局長が別に定める成果目標の内容は、第2各号の事業ごとに、次に掲げるとおりとし、具体的な成果目標は、補助事業者が第9第1号の事業実施計画書において設定するものとする。

ア 家畜取引ネットワーク構築支援事業

本事業を実施することにより、遠隔地からせりに参加できる体制を構築した家畜市場の購買参加者数を5%以上増加させることとする。

イ 家畜取引電子化推進事業

本事業を実施することにより、原則、家畜市場の全ての購買者及び出荷者に交付する取引伝票等を電子交付することとする。ただし、従前の方法による交付を求める購買者及び出荷者は除く。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、第2第1号の事業は事業完了年度から3年以内に設定するものとし、第2第2号の事業については事業完了年度の翌年度とする。

第8 補助対象経費

補助対象経費は、次の各号に掲げる設備等の導入に要する経費とする。

(1) 家畜取引ネットワーク構築支援事業

遠隔せりシステム関連機器（システム、操作端末、応札器、モニター等）、ライブ配信システム及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

(2) 家畜取引電子化推進事業

帳票システム関連機器及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの機器等の稼働に必要であって、かつ、当該機器等と一体的に行われる機器等の改修

第9 事業実施等の手続

(1) 事業実施計画書の作成

事業実施主体は、要綱第11第1項に規定する交付申請書には別記様式第1号により作成した事業実施計画書を添付するものとする。また、要綱第17に規定する変更等承認申請書には、変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成した事業実施計画書を添付するものとする。

(2) 事業の着手

事業実施主体は、要綱第13第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、同項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、補助事業者がその理由を明記した別記様式第2号による交付決定前着手届出を地方農政局長等に提出した上で、当該取組の後に同項の規定による通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。

なお、同項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

第10 リース事業者を活用する場合の取扱い

(1) 貸付期間

貸付対象機器・設備の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

ア 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転する場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を補助事業者に移転することを前提に、補助事業者とリース事業者との協議により別途定めるものとする。

イ 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転しない場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されていることから、本事業の趣旨を踏まえ、再リース料金を設定するよう努めるものとする。

(2) 貸付期間終了後の貸付対象機器・設備の所有権の移転

リース事業者は、第1号に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機器・設備に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により補助事業者に当該機器・設備の所有権を移転することができるものとする。

(3) 途中解約の禁止

補助事業者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として補助事業者がリース事業者に支払うものとする。

(4) 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、付加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、付加貸付料等については次のとおりとする。

ア 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機器・設備の取得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機器・設備の貸付期間で除して得た額とする。

イ 付加貸付料等

付加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、付加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(5) 契約書類の提出

ア リース事業者は、リース契約の内容に、貸付対象機器・設備の取得価格及び補助金額並びに本事業により導入した財産の管理、財産の処分の制限、補助金の経理等について要綱に準じて取り扱う旨を明記するものとする。

イ 補助事業者は、リース事業者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを地方農政局長等宛に提出するものとする。

第11 実績報告等

要綱第22に規定する実績報告書には、別記様式第1号に準じて作成した事業実績報告書を添付するものとする。この際、要綱第11及び第17に基づく申請時に提出した事業実施計画書を基に、当該事業実施計画書から変更があった場合には、その変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成するものとする。

2 地方農政局長等は、前項の報告のほか、補助事業者に対し、事業の実施状況に関して必要に応じて報告を求めることができるものとする。

第12 事業の推進指導等

補助事業者は、地方農政局長等の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、

本事業の円滑な推進を図るものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとし、関係書類の整備、機器・設備の管理・処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

第13 事業実施状況の報告

要綱第32に基づく事業実施状況の報告については、次の各号に掲げる方法で実施するものとする。

- (1) 補助事業者は、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、別記様式第3号において、報告に係る年度の翌年度7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。ただし、目標年度以前に成果目標を達成した場合にあっては、当該報告を第14第1号の報告に代えることができるものとする。
- (2) 前項の報告を受けた地方農政局長等は、当該報告の写しを畜産局長に速やかに送付するとともに、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、補助事業者を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容と結果を、報告を受けた年度の12月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- (3) 畜産局長及び地方農政局長等は、補助事業者に対し、前項の規定によるもののほか、必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

第14 事業の評価

本事業については、次の各号に掲げる方法により評価を実施するものとする。

- (1) 補助事業者による事業評価

補助事業者は、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等による事業評価

ア 第1号により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画書に定めた方法で実施されているかに留意し、別記様式第5号によりその報告内容を評価するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの評価の結果、事業実施計画書に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、補助事業者に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより地方農政局長等から指導を受けた補助事業者は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、第2号による事業評価を実施した結果、社会的情勢の変化等の補助事業者の責に帰さない外的要因による場合を除き、事業実施計画書に掲げた

成果目標が達成されていないと判断された場合には、補助事業者に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。また、この場合において、補助事業者は、1年間目標年度を延長し、再度、第1号の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

地方農政局長等は、第2号の事業評価及び第3号の改善計画について畜産局長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和6年3月28日から施行する。

家畜取引スマート化推進支援事業

事業実施計画書

事業実施年度： _____ 年度

家畜市場名： _____

補助事業者名： _____

事業名： ・ 家畜取引ネットワーク構築支援事業
 ・ 家畜取引電子化推進事業

（作成注意）

注1：事業名の欄は、該当するものを円で囲むこと。

注2：事業実施計画を変更する場合は、変更前を上段に括弧書きで記載するなど変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成すること。

注3：事業実績報告書を作成する場合は、本頁の「実施計画計画書」を「事業実績報告書」、第5の「機器・設備の導入計画」を

「機器・設備の導入実績」、同じく「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」と書き換えて作成すること。

また、事業実施計画書（地方農政局長等の変更の承認を受けた場合は変更後のもの）から変更がある場合は、計画を上段に括弧書きで記載するなど変更点及び変更内容が明らかとなるよう作成すること。

第1 補助事業者の概要

補助事業者名	所在地	資本構成・比率（％）	事業の内容	沿革	役員の氏名	その他

注：補助事業者と家畜市場の開設者や運営者が異なる場合は、それらの概要をこれに準じて作成すること。

第2 事業対象施設の概況

1 機器・設備導入施設の概要

施設の名称	施設の住所	敷地面積（㎡）	用地の取得方法	移転、廃止又は休止する 計画の有無

注：用地の確保が使用収益権による場合は、用地の取得方法欄にその内容及び期間を記載すること。

2 連携する家畜市場の概要（家畜取引ネットワーク構築支援事業のみ）

施設の名称	施設の住所	開設者	運営者	移転、廃止又は休止する 計画の有無

注1：複数の家畜市場が連携する場合は必要に応じて、適宜行を追加して記載すること。

注2：連携する家畜市場がない場合は記載不要。

第3 事業実施の方針

事業名	
-----	--

注：事業名の欄は該当する事業名を記載すること。

1 事業実施の必要性及び効果

現状及び課題	事業実施の必要性及び導入する機器・設備	事業実施による効果
	(導入する機器・設備)	

注1：複数の事業を実施される場合は、事業ごとに別葉で作成すること。

注2：可能な限り定量的なデータを交えつつ、具体的に記載すること。

注3：以下の点に留意すること。

○現状及び課題

・現在の施設構造、入場者数、購買参加者数、取引頭数の現状や見込み等市場の特徴を踏まえた分析や市場の運営状況等を基に記載すること。

○事業実施の必要性及び導入する機器・設備

・現状及び課題と、事業実施の必要性及び導入する機器・設備との因果関係を明確に記載すること。

○事業実施による効果

・導入する機器・設備と設定した成果目標との関連を明確に記載すること。

2 施設の運営状況及び計画

家畜市場名	
-------	--

(1) 取引頭数

畜種			年間取引頭数 (①) (頭/年、%)			年間市場開催日数 (②) (日、%)			1日当たり取引頭数 (①/②) (頭/日、%)			備考
			現状	計画	増加率	現状	計画	増加率	現状	計画	増加率	
牛	肉専用種	黒毛和種 計	0	0		0	0					現状： 計画： 年度 年度
		成牛										
		子牛										
		褐毛和種 計	0	0		0	0					
		成牛										
		子牛										
		その他の肉専用種										
	乳用種（交雑種を含む）計		0	0		0	0					
		成牛										
		子牛										
豚（牛換算）												
その他（牛換算）												
合計（実日数）			0	0		0	0					

注1：家畜取引ネットワーク構築支援事業の場合は、遠隔せりを開催する家畜市場について作成すること。

注2：現状は、本事業実施計画書作成時において実績が判明している直近年度、計画は、成果目標の目標年度における数値を記載するとともに、備考欄に具体的な年度を記載すること。

注3：牛換算は、馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭換算とする。

注4：その他は適宜畜種を記載すること。また、必要に応じ適宜行を追加すること。

注5：年間市場開催日数の合計欄は、延べ日数ではなく実日数を記載すること。

(2) 購買参加者数

畜種			延べ購買参加者数 (人/年、%)			備考	
			現状	計画	増加率		
牛	肉専用種	黒毛和種 計	0	0		現状： 計画：	年度 年度
		成牛					
		子牛					
		褐毛和種 計	0	0			
		成牛					
		子牛					
		その他の肉専用種					
		乳用種（交雑種を含む）計	0	0			
		成牛					
		子牛					
豚							
その他							
合計			0	0			

注1：家畜取引ネットワーク構築支援事業の場合は、遠隔せりを開催する家畜市場について作成すること。

注2：現状は、本事業実施計画書作成時において実績が判明している直近年度、計画は、成果目標の目標年度における数値を記載するとともに、備考欄に具体的な年度を記載すること。

注3：その他は適宜畜種を記載すること。また、必要に応じ適宜行を追加すること。

(3) 市場開催月及び回数

開催月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
現状	回数													
	日数													
計画	回数													
	日数													

注：開催回数及び1開催当たりの日数を記載すること。

第4 成果目標及び目標年度

家畜市場名	事業名	成果目標の 具体的内容	現況			目標			増減率 (%)	備考
			年度	現況値	単位	目標 年度	目標値	単位		
	家畜取引ネットワーク構築支援事業	購買参加者数を○%増加			延べ人数 /年			延べ人数 /年		
	家畜取引電子化推進事業	全ての購買者及び出荷者に 〇〇〇を電子交付			%			%		

注1：実施する事業に係る成果目標及び目標年度を記載すること。
注2：必要に応じて、適宜行を追加して記載すること。
注3：目標年度は、家畜取引ネットワーク構築支援事業の場合、事業完了年度から3年以内、その他の事業の場合は、事業完了年度の翌年度に設定すること。
注4：現況及び目標欄に係る現況値、目標値の積算根拠を備考欄に記載、又は確認できる資料を添付すること。

第5 機器・設備の導入計画
1 機器・設備の内容及び経費

事業名	機器・設備の内容 (機器・設備の名称、構造、能力等)		単価 (円)	員数 (台、m、 一式等)	事業費 (円) ①+②+③	負担区分			事業完了 予定年月 日	備考
						国費 (円) ①	補助事業者 (円) ②	その他 (円) ③		
家畜取引ネットワーク 構築支援事業	補助 対象									
		小計								
	補助 対象外									
		小計								
		小計 A			0	0	0	0		
家畜取引電子化 推進事業	補助 対象									
		小計								
	補助 対象外									
		小計								
		小計 B			0	0	0	0		
合計 (A+B)					0	0	0	0		

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

また、負担区分のその他の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。

注2：合計には、補助対象経費のほか、本事業と同時に実施する国等の事業や自己負担で整備する施設等の経費（工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費等）を含むものとし、これを補助対象外の欄に記載すること。

注3：リースにより機器・設備を導入する場合であって国費以外の負担がある場合は、負担する者の欄に、リース料のうちリース期間中に支払う基本貸付料の総額及びリース期間終了後に所有権を移転する場合はその譲渡額の合算額を記載すること。

2 リースによる機器・設備導入の概要

貸付対象 機器・設備	取得及び設置に必要な経費 (うち国庫補助金) (円)	法定耐用 年数 (年)	リース期間 (年)	リース料 (うち基本貸付料) (うち付加貸付料等) (円/年)	貸付対象機器・設備の リース期間終了後の価格 (円)	リース期間終了 後の取扱い	所有権を移転する 場合の譲渡額 (円)	備考

注1：リース事業者を活用する場合のみ記載すること。リース事業者を活用しない場合は「貸付対象機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。

注2：リース期間終了後の取扱い欄は、所有権の移転、再リース等と記載すること。

3 補助事業者による補助事業者以外の者への貸付けの概要

貸し付けようとする 機器・設備	貸付けの対象となる者	貸付期間	賃貸料	賃貸料の設定根拠	備考

注：導入する機器・設備を補助事業者以外の者に貸し付ける場合のみ記載すること。補助事業者以外の者への貸付を行わない場合は「貸し付けようとする機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。

第6 添付資料

(1) 導入する機器・設備の概要が分かる資料
(2) 導入する機器・設備の規模や数量等の決定根拠、本計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できる資料
(3) 機器・設備を導入する施設の現況図（平面図及び立面図）及び用地内における建物（施設別）の配置図（本事業により導入する機器・設備の配置が分かるもの）
(4) リース事業者とのリース契約書（案）（リース方式の場合）
(5) 実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(6) 機器・設備を導入する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料（管理運営規程等）
(7) 事業実施後における収支計算書
(8) 賃貸借契約をする場合は契約書の案
(9) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

第7 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費 （うち国庫補助金相当額） （千円）	財産処分承認年月日	当初事業内容及び処分内容

注1：該当する案件（承認申請中の案件を含む）がある場合に記載するとともに、処分申請に係る資料を添付すること。

注2：該当する案件がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当なしと記入すること。

注3：補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該案件の処分申請に係る資料を添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

補助事業者名
所在地
代表者氏名

〇年度家畜取引スマート化推進支援事業の交付決定前着手届

家畜取引スマート化推進支援事業事業実施計画書に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は補助事業者が負担する。
- 2 交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって意義を申し立てない。
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないこと。

事業の区分	
事業費（円）	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
交付決定前に事業に着手する理由	

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

補助事業者名
所在地
代表者氏名

〇年度家畜取引スマート化推進支援事業の事業実施状況の報告について

〇年度家畜取引スマート化推進支援事業について、家畜取引スマート化推進事業実施要領第13の規定に基づき報告します。

（注） 別添の事業実施状況報告書を添付すること。

(別添)

家畜取引スマート化推進支援事業に関する事業実施状況報告書

補助事業者名	
事業実施年度	

1 成果目標の達成状況

家畜市場名	事業名	成果目標の 具体的内容	単位	計画時 (○年)	1年後 (○年)	2年後 (○年)	目標年 (○年)	目標値 (○年)	達成率 (%)	達成状況

注1：計画値は、事業実績報告書に記載した目標年度及び成果目標を記載すること。
注2：成果目標の実績値が分かる資料を添付すること。
注3：達成率は、報告年における値を記入すること（達成率：（当該年度の実績値－計画時の現状値）／（計画時の成果目標数値－計画時の現状値））
注4：目標年度以前に成果目標を達成した場合は、達成状況欄に○を記載すること。

2 当該年度の取組の総合評価

注1：事業ごとに分けて記載すること。

3 今後の課題と翌年度計画への反映状況

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善への方策（必要がある場合）を含めて記載すること。
必要に応じて、内容の確認できる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

補助事業者名
所在地
代表者氏名

〇年度家畜取引スマート化推進支援事業の評価報告について

〇年度家畜取引スマート化推進支援事業について、家畜取引スマート化推進事業実施要領第14の規定に基づき報告します。

（注） 別添の評価報告書を添付すること。

(別添)

家畜取引スマート化推進支援事業に関する評価報告書

補助事業者名	
事業実施年度	

1 成果目標の達成状況

家畜市場名	事業名	成果目標の 具体的内容	目 標			実績値			達成率 (%)	達成状況
			目標 年度	目標値	単位	年度	実績値	単位		

注1：計画値は、事業実績報告書に記載した目標年度及び成果目標に記載すること。
注2：成果目標の実績値が分かる資料を添付すること。
注3：達成率は、報告年における値を記入すること（達成率：（当該年度の実績値－計画時の現状値）／（計画時の成果目標数値－計画時の現状値））
注4：達成状況欄は、事業ごとに達成の場合は○、未達成の場合は×を記載すること。

2 成果目標が未達成の場合の理由

注1：事業ごとに分けて記載すること。
注2：全ての成果目標を達成している場合は記載不要。

3 取組の総評

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善への方策（必要がある場合）を含めて記載すること。
必要に応じて、内容の確認できる資料を添付すること。

家畜取引スマート化推進支援事業に関する事業評価票

都道府県名	補助事業者名	市場名	事業名	成果目標の 具体的内容	事業実施年度	目標年度	成果目標の達成状況				成果目標が未達成の理由	地方農政局長等の意見
							計画値	単位	実績値	単位		

注：記載事項については、別記様式第4号別添の1の対応する項目から転記すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

補助事業者名
所在地
代表者氏名

○年度家畜取引スマート化推進支援事業における改善計画について

○年度家畜取引スマート化推進支援事業において、当初の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

- 1 事業の実施及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画
（改善計画は、事業実績報告書の第 4 の成果目標等を書き換えることにより作成するものとし、当該事業実績報告書を添付すること。）
- 4 改善方策
（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）
- 5 改善計画を実施するための推進体制